

届出を必要とする行為

行為		届出の対象	
建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・新築、増改築（床面積が10㎡を超えるもの）、移転、外観の模様替え又は色彩の変更（当該行為に係る部分の面積が10㎡を超えるもの） 	①都市計画法に規定する商業地域	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ31m又は建築面積2,000㎡を超えるもの
		②都市計画法に規定する用途地域のうち商業地域を除く地域	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ20m又は建築面積1,500㎡を超えるもの
		③上記①又は②以外の地域	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ15m又は建築面積1,000㎡を超えるもの
工作物	新築、増改築、移転、外観の模様替え又は色彩の変更	①煙突、記念塔、装飾等、高架水槽、彫像の類	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ15mを超えるもの
		②垣、さく、塀の類	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ3mを超えるもの
		③遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ15m又は築造面積1,000㎡を超えるもの
		④電柱、送電鉄塔、アンテナの類	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ20mを超えるもの
90日を超える屋外における物品の集積又は貯蔵		<ul style="list-style-type: none"> ・物品の高さ5m又はその用に供されている土地の面積1,000㎡を超えるもの 	

※高さとは、地盤と接する最も低い位置から建築物等の最も高い部分（建築設備を含む。ただし、避雷針は除く。）までの垂直距離をいいます。